

# 協賛会員加入規約

一般法人、又は個人事業所は（以下 甲という）、東京都立秋川高等学校同窓会（以下 乙という）を支援する為、協賛会員として乙に加入し、乙の存続と発展に寄与するため、次の通り取り決める。

## 第1条 定義

1. 甲は、乙の会員（卒業生）の属する事業所として協賛会員となれる。
2. 甲は、乙の会員（卒業生）の5親等以内の親族が属する事業所として協賛会員となれる。
3. 甲は、上記1項又は2項の条件を満たし、乙の指定する別紙、協賛会員申込書を記入し、乙へ提出する事により協賛会員となれる。

## 第2条 目的

1. 甲は、乙との相互の情報提供により、乙の運用、維持に寄与する。
2. 乙は、甲の情報を会員（卒業生）へ広報し、会員間の情報提供に寄与する。
3. 甲は会費を拠出して、乙の活動、運営経費等に充当するための経済的支援をする。

## 第3条 協賛会員の会費

1. 甲は協賛会員として年会費（6,000円／1口）を拠出する。
2. 年会費の口数は制限しない。
3. 年会費の期間は毎年4月1日より翌年3月31日とする。
4. 年度途中の加入では、その年の年会費を加入日より月割り（@500円／月）して計算し拠出するものとする。
5. 協賛会員募集を促進するため、毎年度1月から3月末までは無料とし、翌年度4月からの年度分の年会費を申込時の前金にて拠出することとする。
6. 本会の会費は収益事業ではない拠出金のため、消費税は徴収しない。

## 第4条 協賛会員の期間

1. 協賛会員の有効期間は年会費の拠出金の範囲内とする。
2. 甲の脱会は文書での申し出が無い限り、自動的に年度単位の期間を延長する。

## 第5条 会員広報の範囲

下記の内容に抵触しないものすべて。

1. 法令に違反し、または、違反するおそれのあるもの。
2. 社会規範、公序良俗に反するものや、他人の権利を侵害し、または、他人の迷惑となる以下のようなもの。
  - (1) 誹謗中傷するもの、名誉を棄損するもの。
  - (2) 著作権や商標権等の知的財産権を侵害するもの。
  - (3) プライバシーを侵害するもの、個人情報の取得、管理、利用等に十分な配慮がされていないもの。
  - (4) 他人を差別するもの、人権を侵害するもの。

- (5) セクシャルハラスメントとなるもの。
- (6) 詐欺的なものまたはいわゆる悪質商法とみなされるもの。
- (7) 投機心を著しくあおる表現のもの。
- (8) 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの。
- (9) 犯罪を肯定、美化、助長するもの。
- (10) 反社会的勢力によるもの。
- (11) 醜悪、残虐、猟奇的等で不快感を与えるもの。
- (12) 性に関する表現が露骨なもの。
- (13) サービス、商品の内容が不明確なもの。
- (14) 業界で定めるガイドラインなどに違反し、または、違反するおそれのあるもの。
- (15) その他、同窓会事務局が不適切と判断したもの。

3. 以下のような商品、サービスの告知。

- (1) 成人を対象とした性的な商品、サービス。
- (2) 児童ポルノを連想させるもの。
- (3) 売春や援助交際のあるものまたはこれらを正当化したり、推奨したりするもの。
- (4) 国内で承認されていない医薬品、医療機器。
- (5) 脱法ドラッグ、合法ハーブ、危険ドラッグ等と称されるもの。
- (6) 偽ブランド品など、ブランド商品の模倣品、偽造品。
- (7) 銃器、弾薬、刀剣などの刃物、催涙スプレー、スタンガンなど主に武器として使用されるもの、但し美術品として判断されるものは除く。
- (8) 無限連鎖講（ねずみ講）へ勧誘したり、紹介したりするもの。
- (9) 連鎖販売取引（マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス）へ 勧誘したり、紹介したりするもの。
- (10) 超小型カメラなど、違法な盗聴、盗撮を目的とするもの。
- (11) クレジットカードのショッピング枠現金化サービス。
- (12) 入札権購入型オークション（ペニーオークション等）。
- (13) たばこ、電子たばこ。
- (14) マジコン（ソフトウェア不正コピー機器等）。

## 第6条 広報製作及び期間

甲が乙の会員に提供する会員広報は下記の通りとする。

1. 甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供する HTML によるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、広報 WEB ページを追加製作する。
2. 甲の提供する既存の写真・画像等のスキャン（デジタルライズ）。
3. 製作期間は適宜、事務局 IT 担当者と甲との間で別途協議するものとする。
4. 広報内容において甲、乙双方が確認後掲示され、30日を経過した時点で修正等が無い場合、完成したものとする。

## 第7条 広報の更新

第6条に従い製作したWEBページの内容は、甲の事業所名称変更、又は移転により住所、電話番号等の変更があった場合に限り、甲の指示により速やかに変更すること。ただし、上記の以外の変更（更新）は新年度に乙の規定の範囲内で変更することとする。

## 第8条 製作物の修正

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて修正を行う。
2. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して修正を行うこととなった場合には、甲、乙双方協議の上、修正の可否について決定する。
3. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があり、これは乙の責任範囲外とする。

## 第9条 通知

1. 甲から乙へ、又は乙から甲への通知は、電子メールまたはFAX等文書による手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。ただし、本規約を変更または解除する必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

## 第10条 知的所有権

1. 本規約に基づくWEBサイトの制作に必要なHTMLデータ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。  
甲が提出したレイアウト仕様、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 製作途中で製作案等の用途に使用して、広報物として採用されなかった制作物に関する所有権および使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを承諾する。
5. 甲が制作物を上記3の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならないものとする。
6. 乙は、制作物を自らが製作したものである事を甲に許諾を得る事なく公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記2および3で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことは不可とする。また、脱会後も同じとする。

#### 第 11 条 協賛会員入会申込後の取消、修正、脱会

1. 甲が、乙への別途入会申込書提出後および広報掲示後に協賛会員入会の取消を行う場合、甲は、乙が入会申込み時に提示した年会費分を一括にて、すみやかに支払うものとする。但し、広報掲示後、脱会を申し出るまでに甲が乙に支払った年会費は全額返還しないこととする。
2. 甲が、入会申込後に広報の修正を行う場合、甲、乙双方協議の上、修正の可否を決定するものとする。ただし、協議で合意できない場合は、甲は上記 1 の取消と同様の条件により協賛会員を脱会することができる。
3. 協賛会員の脱会に関しては、脱会希望月の 2ヶ月前（60 日）に文書で申し出る事とする。
4. 脱会後の再入会は原則として甲、乙双方協議の上、可否を決定する事とする。

#### 第 12 条 責任制限

乙は、製作物自体または製作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わないものとする。

#### 第 13 条 禁止行為

甲は、以下に該当する行為をしないことを承諾する。なお、甲が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると乙が判断した場合、乙は、相当な期間を定めて催告の上、乙の事務局会議の議決を以って会員の強制脱退をすることができる。

1. 乙または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 乙または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 乙または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他、合理的な根拠に基づき、乙が不適切と判断する行為。

#### 第 14 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく当会を脱退させることができる。

1. 本規約に基づく会員会費の支払いを三ヶ月以上遅延したとき、および履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき。
4. 第 13 条の禁止行為を行なったとき、その他本規約に違反したとき。

#### 第 15 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本規約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんら影響や支障が生じるものではない。

#### 第 16 条 守秘義務

甲および乙は、本規約または申込書等記載内容に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の秘密を、本規約の存続期間中はもとより当会を脱会後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

#### 第 17 条 準拠法について

本規約に関する準拠法は、日本法とする。

#### 第 18 条 有効期間

1. 甲に対する本規約の有効期間は、申込書提出の日から当会を脱会した日までとする。
2. 甲に対する本規約と関連することを明示した申込書等関連書類が、本規約の失効時に存続している場合、前項にかかわらず、本規約が当該申込書等関連書類の存続期間中効力を有するものとする。

#### 第 19 条 協議および管轄裁判所について

1. 本規約に定めのない事項および申込書等関連書類に関して甲と乙との間で問題および疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本規約に関して訴訟が必要な場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

#### 附 則

- ・当規約は平成 29 年 4 月 1 日より施行する

東京都立秋川高等学校同窓会

# 協賛会員加入申込書

私は秋川高等学校同窓会を支援するため、協賛会員加入規約に同意し、協賛会員の入会申込を下記の通りいたします。なお、申込後は速やかに加入規約に従い、年会費を下記の銀行へ送金いたします。  
(申込書送付先 FAX 番号 03-3624-9907)

①	申 込 日	平成 年 月 日
②	申 込 者 氏 名	(フリガナ)
		㊟
③	連絡先電話番号 (携帯可)	
④	連絡先メールアドレス	@
⑤	事 業 所 名 称	(フリガナ)
⑥	事 業 所 住 所	〒 -
⑦	事業所電話番号	- -
⑧	事業所 FAX 番号	- -
⑨	リンク先 ホームページURL	http://
⑩	事業所担当者名	
⑪	事業概要 (業種等)	
⑫	同窓会との関係説明	
⑬	備 考 欄	年度途中申込時@500円× 月数 (年度末まで)

※記入上のご注意：①～⑦及び⑩、⑫の項目は必須記入項目です。

## 【 協賛会員年会費の振込先 】

三菱東京 UFJ 銀行 押上支店 アキハコウトウカゴッコウトウソウカイ  
普通預金 0294258 名義 秋川高等学校同窓会  
年会費金額 ¥6,000.- (振込手数料は申込者側で負担願います)  
(注) なお年度途中申込の場合、備考欄記載の通りとします。

[ URL <http://www.akikawa.tokyo> O.B.Information 同窓会協賛会員のページ内メニューへ掲載]  
ホームページ掲載のイメージを記載（1ページA4サイズ以内に収まるようにする）



※写真データ・文書データ等はメールでも受付可。レイアウトのイメージをお願いします。  
※レイアウト詳細については別途打合せも可能です。